

令和8年5月29日

保護者様

京都市立修学院小学校
校長 鎌田 賢二

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校(園)においては、台風により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」又は「暴風警報」が発表された場合及び修学院学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校園前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時(13時35分)から始業(給食は中止)
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校園前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時(10時40分)から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時(13時35分)から始業(給食は中止)
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、(ホームページ／保護者連絡ツール／緊急連絡網)で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 避難指示が発令された場合について

(1) 水害の避難指示について

本校の校区である修学院学区は、「高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。修学院学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

(2) 土砂災害の避難指示について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域(特別警戒区域)」に含まれていることから、本校の所在学区である修学院学区に、避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生ずる場合、休校措置を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保(※) 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害(堤防の決壊等)が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合(「1 特別警報について」)を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校(降園)の安全が確認できるまで、学校(幼稚園)に留め置くこととし、その後、4月23日付でお伝えしているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校(幼稚園)にて留め置くことといたします。

なお、緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。